

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()		分野
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	7 市街地再開発事業補助金交付要綱の見直しを含む制度拡充と予算確保について		
提案市	上田市・伊那市		
提案要旨	市街地における土地の有効活用や快適で暮らしやすいまちづくり（集約型都市構造）の推進を図るため、市街地再開発事業補助金交付要綱の県独自要件の見直しを含む制度拡充と、これに伴う予算確保を要望する。		
提案理由	<p>国が推奨するコンパクトで持続可能なまちづくりを推進する上で、市街地再開発の一手法である優良建築物等整備事業は、密集市街地における土地利用の共同化・高度化や老朽化した建物の更新など、都市基盤の集約や安全・安心で良好な住環境整備に寄与するとともに、民間の都市機能への投資やまちなかへの居住の誘導が期待でき、目指すべきまちづくりを推進するために有効かつ効果的な事業である。</p> <p>また、快適で利便性の高い住環境等の整備は、平成30年度からの長野県総合5か年計画である「しあわせ信州創造プラン2.0」の基本方針にも掲げられている、移住・定住を促進する「人をひきつける快適な県づくり」につながることが期待されるものと考える。</p> <p>現在の補助金交付要綱は、平成24年度の改正により、地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業として、交付対象となる施設要件等が定められているところであるが、まちなか居住を推進するとともに、市街地の活性化と快適な生活空間の創造を図るため、まちなか居住の促進に寄与する施設も対象にするなど、採択要件の見直しを含めた制度の拡充と予算確保を要望するものである。</p>		

現況及び課題等

狭小な土地や旧耐震基準の老朽建築物が密集する中心市街地においては、複雑な権利関係の調整等から、所有者個人だけでは都市再生事業は困難である。

市街地再開発事業補助金交付要綱では、地域特性を活かした個性あるまちづくりを推進する事業であると認められるものが交付対象とされており、該当する施設等として、(1)商業の振興等が図られる施設、(2)公益的施設との併設施設、(3)観光の振興等に寄与する施設等、7つの要件が定められている。

今後、持続可能なまちづくりを推進する上では、まちなかへの居住誘導も重要なことから、定住の促進に寄与する施設など、快適で利便性の高い住環境等の整備が必要不可欠である。

当該事業に対する国の補助率は、地方公共団体が事業施行者に交付する補助金の1/2、かつ補助対象経費の1/3となっており、最終的に国1/3、地方1/3、施行者1/3という負担割合となる。

このうち地方1/3を県と市町村が負担し、現在の負担割合は補助対象経費に対し、国10/30、県3/30、市町村7/30、施行者10/30となっている。

県補助金が採択されない場合、市町村の負担割合によっては国の補助割合も1/3とならない場合があり、施行者の事業存続にも影響を及ぼす可能性がある。

関係法令

都市再開発法
市街地再開発事業補助金交付要綱（県）